

山梨県がん患者等妊孕性温存支援事業 助成申請に係る提出書類一覧

※○は必須のもの、(○)は場合によって提出いただくものとなっています。

提出書類		妊孕性温存療法	温存後生殖補助医療	備考
様式第1-1号	助成申請書（妊孕性温存療法分）	○		
様式第1-2号	助成申請書（温存後生殖補助医療分）		○	
様式第2-1号	助成申請に係る証明書 （妊孕性温存療法実施医療機関）	○		
様式第2-2号	助成申請に係る領収金額内訳証明書 （妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関）	(○)		助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合に提出してください。
様式第2-3号	助成申請に係る証明書 （温存後生殖補助医療法実施医療機関）		○	
様式第2-4号	助成申請に係る領収金額内訳証明書 （温存後生殖補助医療法実施医療機関の連携機関）		(○)	助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合に提出してください。
様式第3-1号	助成申請に係る証明書 （原疾患治療実施医療機関）	○	(○)	妊孕性温存療法の場合は必須です。 温存後生殖補助医療の場合は、他の都道府県で妊孕性温存療法の助成を受けた方が、山梨県で助成を申請する場合に提出してください。（原疾患治療実施医療機関にて証明が困難な場合には、原疾患名等が分かる書類）
様式第3-2号	化学療法および放射線治療による 性腺毒性のリスク分類表 （原疾患治療実施医療機関） ※男性用と女性用があります。	(○)	(○)	「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の妊孕性低下リスク分類に示された治療を実施した（実施予定である）場合に提出してください。 ※治療内容の詳細は原疾患の主治医にご確認ください。 ※温存後生殖補助医療分の場合、妊孕性温存療法分を山梨県から助成を受けている場合には不要です。
住民票の写し（個人番号の記載のないもの）		○	○	本事業申請時点の住所地が分かるものを提出してください。
振込先となる口座の通帳コピー		○	○	口座名義人、口座番号、本支店の分かるページをコピーしてください。
医療費の明細及び領収書原本		(○)	(○)	様式第2-1号～第2-4号により領収金額の証明を受けているものは不要です。
夫婦であることを証明できる書類				
法律婚の場合	戸籍謄本など	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
事実婚の場合	様式第7号 事実婚関係に関する申立書 （妊孕性温存療法分）	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ		
	様式第8号 事実婚関係に関する申立書 （温存後生殖補助医療分）		○	
	夫妻両人の戸籍謄本	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
	夫妻両人の住民票の写し （個人番号の記載のないもの）	(○) 胚（受精卵）凍結に係る治療を行った場合のみ	○	
申請者と患者の関係を証明する書類（戸籍謄本など）		(○)		申請者が患者本人でない場合に提出してください。